

令和8年度 集団指導講習会 質問票

	質問内容	回答	担当課
1	緊急通報装置についてのご説明で、「転倒時対応など」とありましたが、以前高齢者いきいき課(現:高齢者支援課)に問い合わせた際に「緊急通報装置は緊急時に駆けつけるサービスではなく、転倒後の対応は不確実」とのご回答を受けました。緊急通報装置での転倒時対応の可否をお教えいただけますでしょうか。	転倒時も、通報を受けて緊急連絡先への連絡や、必要に応じた駆けつけや救急要請を行います。 ただし、緊急通報装置は緊急時の対応を目的とするものであり、日常的な身体的介助を行うものではありません。	高齢者支援課
2	処遇改善加算をとることによる料金改定を説明し、署名が必要ですか。ご教示よろしくお願いします。	利用申込者又はその家族から署名を得ることが望ましいです。また、重要事項説明書の内容や運営規程の内容と一貫性があるようにしてください。	介護保険課
3	「苦情処理」に関して、『居宅介護支援事業所としての「ケアプランに位置付けた個別サービス事業所に対する利用者からの苦情への対応方法」の記載がなかった。』という指導事例があったようですが、こちらはどこに記載することが望ましいのでしょうか。また、ケアプランに位置付けた事業所に対しての苦情は、その利用者の支援経過記録に残すことで十分なのか見解を伺いたいです。	「個別サービス事業所に対する苦情」は、支援経過記録等に記載していただくことが望ましいです。また、苦情と相談の区別がつきにくい申し立てもあることから、「個別サービス事業所への苦情記録簿」等を作成しその内容を従業者間で共有していただくことも効果的です。	